

国の動き

【制度の現状・背景】

- ・保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、安心して保育所等に通う子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- ・児童養護施設等については、職員による虐待等の発見時の通告義務等の仕組みがあり、保育所等においても同様の仕組みを設ける必要がある。



【改正内容】

児童福祉法等の改正（令和7年4月改正、令和7年10月施行）により、通告義務等の対象に、下記保育所等が追加され、児童養護施設等の職員による虐待における場合と同様、次の規定が設けられた。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務 | ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置 |
| ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見 | ・都道府県による虐待の状況等の公表※1　・国による調査研究 等 |

※1 児童養護施設等の職員による虐待における場合も含め、公表する主体が、指定都市から都道府県へ改正

【今回規定された対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

本市審議会における対応

【従前の対応】

- ・児童養護施設等における被措置児童への虐待については、「児童虐待事例検証第1部会」において審議
- ・「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、法に位置づけのなかった児童自立生活援助事業、母子生活支援施設における虐待事例についても対応

【今後の対応】

- ・今回規定された対象施設・事業について、「児童虐待事例検証第1部会」に加えて、新たに2つの部会を設置して対応※2

※2 令和7年8月「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が改訂

保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について

考え方

- ・従前から対応してきた施設・事業及び、従前から対応してきた施設に関連する新たな事業については、引き続き「児童虐待事例検証第1部会」で取り扱う
- ・それ以外の施設・事業については、主に就学前児童が利用する施設・事業は「保育内容等通告事例専門部会」で、
主に就学児童が利用する施設・事業は「放課後事業等通告事例専門部会」で取り扱う

新旧対照

【改 正 後】

【改 正 前】

担当部会	対象施設・事業	担当部会	対象施設・事業
児童虐待事例検証 第1部会	児童養護施設、小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、障がい児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所（一時保護委託先を含む）、児童自立生活援助事業、母子生活支援施設、 <u>子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業</u>	児童虐待事例検証 第1部会	児童養護施設、小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、障がい児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所、児童自立生活援助事業、母子生活支援施設
【新設】 保育内容等 通告事例専門部会	<u>保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業</u>		
【新設】 放課後事業等 通告事例専門部会	<u>放課後児童健全育成事業、児童育成支援拠点事業、児童館</u>		

※幼稚園、特別支援学校幼稚部については、大阪府が実施することで確認済み